

た、食の大切さに対する国民の意識を高め、大量の食べ残しや食品の廃棄という状況を改善するとともに、バイオマス利用や食品リサイクル等環境へ配慮することも重要である。さらに、都市と農山漁村の共生・対流やいわゆる地産地消を進め、食に関する消費者と生産者との信頼関係を構築することによって、農山漁村の活性化や、ひいては食料自給率の向上に資することも期待される。

なお、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践、伝統的な食文化の継承や地産地消の推進は、食育の目指す健全な食生活の実現にも資するものである。

（国民運動への期待）

食育については、従来、国や地方公共団体、教育・保育、農林漁業、食品産業等の関係者やその団体、消費者団体やボランティア団体等様々な関係者がそれぞれの立場から取り組んできたが、食をめぐる問題を解決する状況には至っていない。また、食育に関心を持っていない人々が相当の割合を占めている状況にもある。

このため、国民一人一人が健全な食生活を自ら実践できるだけの食に関する正確な知識や的確な判断力を主体的に身に付けていく上で、国民が自ら取り組み、国民が主役となった、国民的広がりをもつ運動として、食育の推進に取り組んでいくことが緊要な課題である。

このような食育推進運動の展開に当たっては、国民一人一人が自発的に食育の意義や必要性等を理解し、運動に共感できるような取組が必要である。また、国や地方公共団体をはじめ、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等、その他の民間団体等を含めた広範な関係者が食をめぐる問題意識を共有しつつ、家庭、学校、保育所、地域等社会の様々な場において、積極的な取組がなされる

ことが重要である。

こうした観点から、国民や民間の自発的意思を尊重するとともに、従来からの運動の充実に加え、食育月間や食育の日の設定、民間の取組に対する表彰の実施、情報提供や広報啓発活動の強化等、運動推進のための多様な支援策が講ぜられることにより、多様な主体の参加と連携・協力に立脚した国民運動として、食育推進運動の展開が期待される。

第3節

食育基本法施行以前の取組

国、地方公共団体、民間団体等においては、平成17年7月の食育基本法の施行以前にも、それぞれがかかえる課題等に対応するため、食育に関連した多種多様な活動に取り組んできた。

（食品安全委員会の取組）

近年、BSE問題の発生、輸入野菜の残留農薬問題等、食の安全を脅かす事件の相次ぐ発生を背景に、食品の安全性に関する国民の安心感、信頼感が揺らいでいる。また、食品流通の広域化・グローバル化の進展、新たな危害要因の出現、遺伝子組換えに代表される新たな技術の開発等により、食生活を取り巻く状況も大きく変化してきた。

こうした情勢の変化に的確に対応するため、リスク分析の枠組みのもと、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした食品安全基本法が平成15年7月1日に施行され、同日、科学的知見に基づく中立公正なリスク評価を実施するため、リスク管理機関である厚生労働省や農林水産省等から独立して、内閣府に食品安全委員会が設置された。

リスクの存在を前提に、これを適切にコン

コラム 食育の語源

「食育」という言葉はいつ頃から使われ始めたのでしょうか。これについては例えば明治時代の2冊の書籍が挙げられています。一冊目は、明治31年（1898年）に初版が発行された石塚左玄著「食物養生法」です。同書においては、「食能（よ）く人を健にし弱にし、食能く人を聖にし暴にし、食能く人を雅にし俗にするのみならず、食能く人の心を軟化して質素静肅に勤勉し、食能く人の心を硬化して華美喧噪に断行するに至る」と述べるなど、食が人に及ぼす影響が大きいことを強調しています。さらに「嗚呼何ぞ学童を有する都会魚塩地の住民は殊に家訓を厳にして躰育智育才育は即ち食育なりと観念せざるや」（学童を養育する人々はその家訓を厳しくして、体育、

智育、才育はすなわち食育にあると考えるべきであるとの大意）とし、体育、智育、才育の基本となるものとして「食育」の重要性を述べています。

もう一冊は明治36年（1903年）に初版が発行された村井弦齋著「食道楽」です。同書においても、登場人物の会話の中で「智育と体育と徳育の三つは蛋白質と脂肪と澱粉のように程や加減を測って配合しなければならん。しかし先ず智育よりも体育よりも一番大切な食育の事を研究しないのは迂闊の至りだ」と述べており、智育よりも体育よりも「食育」が大切ではないかと指摘しています。

しかしながら、その後暫くの間「食育」という言葉が世間で広く使われることはなかったようです。

（石塚左玄著「食物養生法」内表紙）



（国立国会図書館所蔵）

（石塚左玄著「食物養生法」本文）



（国立国会図書館所蔵）

トロールし、国民の健康を保護していくという新たな食品安全行政を正しく理解してもらうためには、リスク評価を確実に実施するだけでなく、リスクコミュニケーションの推進が重要であり、食品安全委員会では、設立以来、試行錯誤を重ねながら様々な形でリスクコミュニケーションに取り組んできた。

例えば、食品安全委員会の会合（原則毎週1回開催）及び各種専門調査会は、リスク評価に係る審議経過等の透明性の確保と情報提供のため、原則公開とし、配布資料や議事録をホームページで公開している。

また、リスク評価を行うに当たっては、その審議結果案について、原則として国民からの意見・情報の募集を行うとともに、リスク評価の内容等について、厚生労働省・農林水産省等のリスク管理機関と連携しながら、消費者や食品関連事業者等様々な人が参加する意見交換会を全国各地で実施している。国民の関心が特に高いBSE問題については、国民の理解を促進するため、厚生労働省、農林水産省、地方公共団体の協力を得て、全国各地で意見交換会を開催するとともに、諸外国のBSE問題に対する取組を今後の我が国における対策の参考とするため、各国から専門家を招いた意見交換会も開催した。

これらに加え、広く消費者等に対して食品の安全性に関するわかりやすい情報を提供するため、ホームページに、トピックスとしてBSE、vCJD（変異型クロイツフェルト・ヤコブ病）及び鳥インフルエンザ、リステリアをはじめとした食中毒菌等の情報を掲載するとともに、パンフレットやリーフレット、食品の安全性に関する用語集、季刊誌「食品安全」を発行しているほか、「食の安全ダイヤル」を設置している。

さらに、日常の生活を通じた食品の安全性等についての情報提供や意見を受けるため、平成15年度から毎年度、全国各地の470名の

消費者に「食品安全モニター」を依頼し、協力いただいている。

なお、いまだ端緒の段階にある我が国の食の安全に関するリスクコミュニケーションについて、その目的や実施の方法をめぐって数々の意見や考え方があつた中で、その現状と課題をわかりやすく示すため、リスクコミュニケーション専門調査会において「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」が取りまとめられ、平成16年7月に食品安全委員会において了承された。これを踏まえ、より効果的なリスクコミュニケーションの実施に取り組んできたところである。

（文部科学省の取組）

文部科学省では、子どもたちに対する食に関する指導をはじめとする様々な活動に取り組んできた。

各学校においては、子どもたちに対する食に関する指導は、給食の時間をはじめ各教科や学級活動、総合的な学習の時間等、学校教育活動全体の中で広く行われてきた。具体的には、例えば家庭科、技術・家庭科においてはバランスのとれた食事の重要性等を、体育科、保健体育科においては望ましい生活習慣を身に付ける必要性等を指導してきた。食に関する指導においては、学校給食を「生きた教材」として活用することによって、見る・食べるといった行為を通じて楽しみながら子どもの興味・関心を引き出すことができ、高い教育的効果を得られるため、学校給食を有効に活用した取組も見られた。

また、各学校においては、食に関する専門家として栄養士の免許を有し、栄養学等の専門に関する知識や技術を有した学校栄養職員を活用した取組も進められ、学校栄養職員によるチーム・ティーチングや特別非常勤講師制度を活用した学校内での指導活動も年々増加してきた。しかしながら、食に関する指

導については、これまで明確な体制整備が図られてこなかったため、地域や学校ごとに取組は区々であったというのが現状であった。

そのような中、子どもの食を取り巻く環境は、近年これまでにないほど急速かつ激しく変化しており、子どもが望ましい食習慣と自己管理能力を身に付け、この変化に十分に対応して自らの健康を保持増進していくことができる能力を培っていくためには、より効果的な食に関する指導体制を整備することが急務となった。すなわち学校における食に関する専門家である学校栄養職員の専門性を、確実に指導面でも活用していけるような制度的担保が必要となった。

食に関する指導体制の整備については、平成14年9月30日の中央教育審議会答申「子どもの体力向上のための総合的な方策について」において、学校栄養職員が食に関する専門家として、子どもの成長発達やその時期の心理の特性等について正しく理解し、教育的配慮を持った食に関する指導を行うよう指摘があり、さらに栄養教諭制度など学校栄養職員に係る新たな制度の創設を検討し、学校栄養職員が栄養及び教育の専門家として子どもの食に関する教育指導を担うことができるよう食に関する指導体制の整備を行うことの必要性が指摘された。

さらに、平成15年6月から、中央教育審議会において栄養教諭制度の具体的な制度設計等について集中的な審議がなされ、平成16年1月20日に、答申「食に関する指導体制の整備」が取りまとめられた。その中で現在の学校栄養職員の資質に加え、教育に関して必要な資質を身に付けた者が食に関する指導を担うことができるよう、栄養教諭制度を創設し、効果的な食に関する指導体制の整備を図るよう提言が行われた。

これらの答申を踏まえ、栄養教諭制度創設に係る関係法令を整備し、平成17年度から栄

養教諭制度が開始されることとなった。

（厚生労働省の取組）

厚生労働省では、国民の健康の増進の観点から栄養・食生活の改善に関する施策を推進してきた。

昭和27年に国民の栄養状態の改善のために栄養改善法が施行され、管理栄養士・栄養士等の専門職による指導の実施や食生活改善推進員等地域のボランティアの育成等地域の食生活や栄養改善に関する取組が行われてきた。

昭和53年からは第一次国民健康づくり対策として、市町村への栄養士等のマンパワーの確保等の基盤整備を行うとともに、栄養所要量の普及啓発や「健康づくりのための食生活指針」（昭和60年）、「加工食品の栄養成分表示に関する報告」（昭和61年）、「肥満とやせの判定表・図」の発表（昭和61年）等を行った。

さらに、昭和62年には、第2次国民健康づくり対策が始まり、健康づくりの3要素として「運動」「栄養」「休養」の3つの柱で取組を推進してきた。この間には、栄養所要量の改定、「健康づくりのための食生活指針（対象特性別）」（平成2年）、「外食栄養成分表示ガイドライン」（平成2年）の策定、普及啓発を行い、生涯を通じた健康づくりを推進してきた。

平成12年からは第3次の国民健康づくり対策として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を推進している。「健康日本21」は、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会とするため、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上を実現することを目的として、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこ、歯の健康等の9分野70項目について具体的な目標を掲げ、疾病の一次予防に重点を置いた施策を推

進している。また平成15年には「健康日本21」を中核とする国民健康づくりをさらに積極的に推進する法的基盤を整備するため、「健康増進法」が施行された。

栄養・食生活が多くの生活習慣病との関連が深く、また、生活の質との関連も深いことから、健康・栄養状態の改善を図るとともに、人々が良好な食生活を実現するための個人の行動変容とそれを支援するための環境の確保が必要であることから、「健康日本21」においては、適正な栄養状態や栄養素の摂取のための個人の行動変容を支援するための環境づくりについて目標値を設定した。

これらを達成するために、①科学的根拠に基づく栄養施策の推進（食事摂取基準の策定、国民健康・栄養調査の実施）、②栄養・食生活に関する知識の普及啓発（食生活指針の普及啓発、食事バランスガイドの普及啓発、食生活改善推進員の育成、栄養成分表示等の食環境整備の推進等）、③集団的な指導の実施、④健康診査の結果等に基づく個別指導の実施、⑤管理栄養士・栄養士の資質の向上、人材育成を行ってきた。

（農林水産省の取組）

平成11年に制定された食料・農業・農村基本法において、食料が人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることにかんがみ、将来にわたって、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給されなければならないといったことが位置付けられた。同法に基づく「食料・農業・農村基本計画（平成12年3月閣議決定）」においては、食料自給率の目標が掲げられ、関係者が一体となって取り組むべき事項が定められた。例えば同計画の中では、食料消費に関する施策として、健全な食生活に関する指針の策定、食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供等を行

うことが位置付けられた。これを受け、農林水産省では、「食生活指針」の普及・啓発を行うなどの取組を実施してきた。

一方、平成13年9月の国内でのBSEの発生を契機に、消費者自らが食品の安全性に関する基礎的な知識を習得することの必要性が認識され、平成14年4月2日に公表された「BSE問題に関する調査検討委員会報告」の中で、「食に関する教育いわゆる「食育」の必要性」というタイトルの下、食品にゼロ・リスクはあり得ないこと、情報をもとに一人一人が選択していく能力を身に付けていくことの大切さの認識とその普及が必要であること等が記述された。また、同年4月11日に発表した「食と農の再生プラン」において、子どもの時から「食」について考える習慣を身に付けるよう「食」の安全、「食」の選び方や組合せ方等を子どもたちに教える「食育」を促進すること等が位置付けられた。これを受け、農林水産省では、消費者に軸足を置いた行政を行うための組織改革を行い、平成15年7月に消費・安全局という新たな組織を立ち上げ、同局に食育を推進する担当部局を設置した。

このような情勢の変化を受け、平成17年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においては、食料自給率向上に向けて重点的に取り組むべき事項に食育が位置付けられた。この中では、多くの国民が自らの食生活を見直し、健康づくりや栄養バランスの改善等に主体的に取り組むことができるようにするため、関係者と連携し、食生活指針を具体的な行動に結び付けるものとしてフードガイドを策定するとともに、これを小売店・外食等で活用し、分かりやすく実践的な食育の取組を国民的運動として展開していくこと等が掲げられた。これを受けて、平成17年6月に厚生労働省と共同で、食事の望ましい組合せやおおよその量をイラストで示した「食

事バランスガイド」を決定し、小売店、外食等での利用を促進している。

これらの動きを受けて、農林水産省では、①農林水産業や食品産業に対する理解の促進、②日本型食生活の実践といった健全な食生活の実現、③食文化の継承、④食品の安全性に関する情報提供を柱として、国民運動としての食育の取組を推進してきた。

具体的には、「食」をめぐる問題を一人一人が問い直し「食」の意義と重要性について改めて考えるための「食を考える国民会議」の活動への支援のほか、農林漁業や食品産業に関する正しい知識の普及及び食文化の継承等を図るため、平成15年から毎年1月を「食を考える月間」として設定し、「ニッポン食育フェア」等のイベントを開催するなど全国規模で集中的な普及啓発運動を実施してきた。

さらに、「食育コンクール」を平成15年度から実施し、優れた食育の取組の顕彰を行うとともに、食育の多様な実践方策に関する実証的な研究活動への支援等、国民が自発的に取り組んでいる多様な食育活動への支援を促進してきた。

地域における食育の支援としては、農林漁業者、食品事業者、消費者、食文化研究者等、様々な分野において専門的な経験を有する人々により構成される食育推進ボランティアを全国に約3万人規模で養成し、食生活の改善や食の安全・安心、地域の食文化の増進等に関する普及啓発活動を推進するなど、その活動を強化した。

また、地場産物を学校給食に活用することで、「食」や農業現場に関する子どもの理解を深めることや、消費者に対する信頼の確保のための活動への支援も行ってきた。

（関係省庁の連携による取組）

平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省は、国民の食生活の改善等を図るた

め、「食生活指針」を決定し、関係省庁がその普及・定着に努めてきた。さらに、平成17年6月、厚生労働省及び農林水産省は、「食生活指針」を具体的な行動に結び付けるため、食事の望ましい組合せやおおよその量をイラストを交えてわかりやすく示した「食事バランスガイド」を決定し、関係省庁が連携しつつ、それぞれの所管分野において、それらの普及・定着に取り組んでいる。

（地方公共団体及び関係団体の取組）

地方公共団体においては、国と連携しつつ、食育に関する様々な取組を行ってきた。そのような中、「朝ごはん条例」を制定し、ごはんを中心とした食生活の改善や食育推進の強化等を図っている取組や、「食のまちづくり条例」を制定し、幼児から高齢者まで、生涯にわたって食や食生活の大切さを学ぶ機会を提供している取組といった特徴的な活動も見受けられる。

また、教育、保育、保健等の関係団体、農林漁業の関係団体、食品の製造、加工、流通、販売、調理等の関係団体、料理教室その他の食に関わる活動等の関係団体、様々なボランティア団体等においても、多種多様な取組が行われてきた。

第4節

海外の食育に関連する状況

（米国における状況）

米国では、連邦政府等の支援による、学校昼食プログラム（National School Lunch Program）及び学校朝食プログラム（School Breakfast Program）等に基づいて、希望に応じて学校における昼食あるいは朝食の給食が行われている。さらに、食事と運動を通して健康を増進し慢性疾患のリスクを下げるため